

大阪市P D C Aサイクル推進有識者会議開催要領

(目的)

第1条 区・局運営方針を通じた施策及び事業にかかるP D C Aサイクルの推進について、外部の視点からの意見又は助言を求めることを目的として、大阪市P D C Aサイクル推進有識者会議(以下「有識者会議」という。)を開催する。

(意見又は助言を求める事項)

第2条 有識者会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 局運営方針に基づき実施される課題解決のための手段及びその取組並びに目標達成状況の点検・評価に関すること
- (2) 局運営方針に基づき実施される市政改革の取組の進捗及び目標達成状況の点検・評価に関すること
- (3) その他P D C Aサイクルの推進に関すること

(参加者)

第3条 有識者会議には、市長が指名する委員が参加する。

(有識者会議の運営)

第4条 委員は、その互選により有識者会議の議事を進行する座長を定める。

2 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員が座長の職務を行う。

3 必要があるときは、本市職員その他関係者に有識者会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 大阪市運営方針評価有識者会議開催要領(平成24年6月1日市政改革室長決裁)は、廃止する。